

# 行政機構図

この図解は、内閣の機関、内閣府、デジタル庁、復興庁及び各省の機構について、当該府省等の協力を受けて、法令の規定に基づく組織体及び職の編成を次のように図解したものである。

1. 図は、原則として府、省ごとの総括図と詳細図から構成されており、総括図は府又は省の組織全体の概略を、詳細図は個々の詳細を把握するものとした。
2. 内部部局については、官房、局、部、課又はこれに準ずる組織体及びこれらと並んで事務を分掌し又は総括整理する等の職を掲げた。
3. 地方支分部局のうち、おおむねブロック単位に設置されているもの及びおおむね府県単位に設置されているものについては、その総称及び数のほか、組織体及び職を掲げた。
4. その他附属機関等についてもできるだけその組織体及び職を掲げた。
5. 作成時点は、凡例に掲げる各行政機関の職員数を除き、原則として令和4年7月1日現在である。ただし、組織再編を反映させるために、時点を令和4年7月1日以降に設定した箇所については、その時点を脚注に示した。  
なお、国会、裁判所及び会計検査院の機構は付録として掲げた。